

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光交流館の入館の制限	
根拠法令等及び条項	栃木市観光交流館条例第6条	
処分基準	根拠条項	栃木市観光交流館条例第6条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光交流館条例抜粋 (入館の制限)</p> <p>第6条 市長は、観光交流館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>	